

法務 時評

本年5月、事業性融資の推進等に関する法律が施行された。企業価値担保権

という新たな選

択肢をめぐる議論は、制度の理解から実装の段階へと歩みを進めている。すでに、スタートアップや中小・中堅企業の設備投資、上場大企業の組織再編、事業再生案件など、様々な規模・局面において、その活用に向けた検討や取組みが始まりつつある。

もとより、事業性融資は、企業価値担保権の創設以前から積み重ねられてきた取組みである。これまでも、志ある融資担当者の熱意により、事業者に寄り添い、財務諸表だけでは捉えきれない事業の実態や将来性を見つめようとする現場の努力と経験が、長年にわたり育まれてきた。

しかし、その営みは、十分に組織的なものとなっていただろうか。個人の経験や力量に閉じてしまえば、担当者の異動や経営環境の変化により、継続性を

やなせ・まもる●1992年東京大学法学部卒業、大蔵省（現財務省）入省。金融庁監督局銀行第二課課長補佐、同健全性基準室長、IMF（国際通貨基金）金融資本市場局シニアエクスペート、金融庁監督局銀行第一課長、同総合政策局審議官等を経て、2025年7月から現職（役職は執筆時点）。

失いかねない。営業店、審査部門、企画部門、経営陣がそれぞれの役割と専門性を高め、事業性融資にとつて最も大事な事業者とのコミュニケーションと信頼関係の構築を、組織として支える態勢が必要である。

こうした組織的な変革には、経営判断を伴う。躊躇される方も少なくないだろう。もともと、外部環境が大きく変化する中にあるのは、変わらないこと自体も、リスクとなり得る。長く停滞していた名目成長や設備投資には変化の兆しが見られ、事業者の側にも、将来を見据えた投資意欲と資金需要が広がりつつ

ある。金利ある世界においては、資金供給の量だけでなく、リスクに見合った目利きと対話の質が、これまで以上に問われることになる。

金融庁は、事業性融資を「例外的・単発の事例」から「組織的・継続的な取組み」へと高めていく動きを後押しするため、本年5月、「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」を公表した。企業価値担保権の活用にとどまらず、事業者とのコミュニケーションのあり方、人材育成、信用格付や引当への反映、さらには検査・監督の進め

事業性融資推進法（企業価値担保権の創設等）の施行と今後への期待

金融庁 総括審議官

柳瀬 護



方を含め、事業性融資の実務全体について具体的な着眼点を整理している。現場の融資担当者との議論も踏まえたものであり、ぜひご覧いただきたい。

その際、企業価値担保権だけで事業性融資が根付くものではないことにも留意が必要である。利用件数だけを拙速に追うのではなく、各金融機関の人材や態勢等に即して、無理のない範囲から始めることが肝要である。

小さく始め、深く学び、改善を重ねる。事業計画の理解、期中の対話、経営悪化の予兆把握、早期の経営改善支援——その一つひとつを実務に落とし込み、課題も成果も組織の知見として蓄積していく。各金融機関において、こうした挑戦と改善が着実に積み重ねられることで、事業者との関係は、単なる貸し手・借り手の関係を超え、企業価値の持続的向上とともに支えるものへと深化していく。そうした新たな融資実務が、現場に根差し、時間をかけて育っていくことを期待している。